

# 会報

第 114 号

国立大学協会

昭和 61 年 11 月

(第36卷第4号 通卷第114号)

# 会報

第114号

II  
月号

国立大学協会事務局

●エッセー 大学の創設	上越教育大学長 辰野 千寿	5
<b>事業報告</b>		
諸会議議事要録 (昭和61年7月～9月)		
理事会 (8.13)		11
協議		
副会長の互選について		
特別委員会委員の交代について		
受験機会の複数化に関連する問題について		
受験機会の複数化に伴う各大学における入試業務上の留意点について		
“新テスト”の問題について		
第7次定員削減について		
国立大学の授業料について		
「大学における評価」に関するアンケート(案)について		
国大協の予算について		
第1常置委員会 (7.11)		16
「大学における評価」の問題について		
国立大学における組織および管理運営の見直しについて		
国・公・私立大学の教職員数及び学生数、留学生数等の状況について		
第1常置委員会 (9.13)		19
「大学における評価」の問題について		
国立大学のあり方について		
臨教審における最近の審議状況について		
第2常置委員会 (9.12)		20
受験機会の複数化に伴う昭和63年度以降の入学者選抜方法の改善について		
共通第1次学力試験の試験監督補助者について		
共通第1次学力試験の試験場設置についての横浜国立大学からの要望について		
共通第1次学力試験の試験地区における「地域割」の変更について		
“新テスト”について		
第3常置委員会 (9.26)		23
就職協定問題について		
保健管理センターの問題について		
第6常置委員会 (9.11)		26
留学生問題について		
授業料問題について		
国立大学の学生納付金の増額改訂について		
臨教審の意見聴取について		
大学院問題特別委員会 (7.21)		29
国立大学大学院の今後の問題点について		

国立大学大学院の今後の問題の処理について (第37回)入試改善特別委員会 (7.10)	32
国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領等の 取扱い等について 第2次試験の試験日程の繰り上げについて “新テスト”の検討について	
(第38回)入試改善特別委員会 (8.12)	36
受験機会の複数化に伴う第2次試験のあり方について(事前選択制 について/試験日程の繰り上げについて/試験実施上の問題について) “新テスト”の検討について	
(第39回)入試改善特別委員会 (9.18)	40
“新テスト”の検討について 共通第1次学力試験のメリット・デメリットについて 受験機会の複数化に伴う各大学の合格者数の査定業務について 事前選択制の検討について 第2常置委員会の審議状況について	
諸国会合(昭和61年7月～9月末までの開催会議)	10
<hr/> そ の 他	
学長等の異動	43

●編集後記

# 大学の創設

上越教育大学長 辰野 千寿

\*

## 大学の創設

学科や学部の創設あるいは改組ならともかく、大学の創設に参加する機会はあるものではないが、筆者は筑波大学の創設（昭和48年10月1日）には副学長として、また上越教育大学の創設（昭和53年10月1日）には学長として参加し、貴重な体験をした。もちろん、筑波大学の場合は創設といっても、東京教育大学の発展ともいえるので零からの出発ではなかったが、上越教育大学の場合は全く零からの出発であったので、同じく創設といっても多少の違いはあった。

大学の創設では調査会や準備室で基本構想が作られるが、法律が成立して開学することになる。開学当初は学長を中心にして少数の教職員で作業を始める。あとは年次計画に従って順次教職員の定員もふえ、施設も整備される。学生の受け入れは開学1、2年後から学年進行で行われる。そして、完成するには学部でも4年かかり、大学院まで含めると、さらに長い年月がかかる。大学の規模により、またそのときの財政事情などによっても異なるが、大学としての体裁が一応整うには10年ぐらいかかる。

## 教官組織

大学の創設で最も問題になるのは教官組織である。教職員の定員は国の予算で枠がきまり、年次計画で順次割り当てられるが、学生の受け入れまでには、教育課程を準備し、それに必要な教官をそろえて文部省の設置審議会の審査を経なければならない。筑波大学の場合には、前に述べたように、東京教育大学からの移行があったので、新設部門を除いては大体各部門の責任によって教官組織を編成できた

が、それでも分野によってはその編成に骨が折れた。特に学会として筑波大学反対の声明を出した分野では人材を得るのに苦労した。

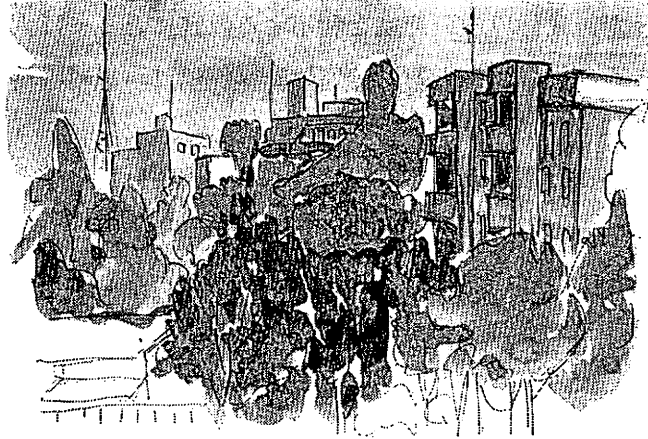
教官の実際の採用は年次計画によって順次行われるが、設置審議会の審査を受ける段階ですべての教官をそろえなければならない。したがって極端な場合には4年も先に着任する人も含まれる。しかも、設置審議会に書類を提出する場合には本人の同意書はもちろん、所属長の承諾書が必要である。そこで、3年なり4年なり先には他に転出するというので、現在の勤務校においてお客様扱いになり、本人が不快な思いをすることもある。実際、在外研究員の候補者としてきまっていたが、他に転出するならばと辞退させられた例もある。また、着任までの間に本人の健康状態や家庭の事情が変わって途中で辞退せざるをえないこともある。このような場合には、急いで後任を補充し、審査を受け直すことになる。これも一仕事である。

既設の大学であれば、欠員が生じたときに下の人を順次繰り上げ、若い人を探せばよい。若手を探すことは比較的容易であるが、新設の場合には教授、助教授、助手ときめられた定員を一度にそろえることになるので、教授で、しかも大学院担当可能な人を探すことが必要になる。これが大変である。教授は、それぞれの大学で安定した地位を得ており、地域との関係も密接になっているので、途中で動くことは研究の上でも、生活の上でも容易ではない。形式的な公募では人材は得られない。どうしても、知り合いの人に直接お願いしたり、知り合いの人を介して適任者を推薦してもらうことになる。

いずれにしても、三顧の礼をつくすことになる。

なお、地方の大学で教官を探すとき不利な条件の一つは、地域調整手当のないことである。今日では、地方でも物価は大都市とそう変わらないので、この制度は現状にあわないと思う。

さらに、人事で困ることは、予算が3月末までに国会を通らないで4月にくいこんだり、あるいは定員が次年度に繰り延べになったりすることである。助手の定員がよく繰り延べになるが、先方ですでに予定ができているときには迷惑をかけることになる。先方で後任の人事を進めているときなどには、特にそうである。



## 施設

校舎等の建設は、当初は文部省が世話をしてくれるが、研究室や実験室などの設計の段階でやはり問題が残る。新設の場合には、教官が着任していない分野があるので、着任予定者に相談したり、予定者もはっきりしていない場合には学外の親しい人にみてもらうことになる。このような場合には、完成してから着任した教官から注文が出たりする。わずかな教職員では、なかなか注意がゆきとどかない。

施設は一応基準にそって作られるが、地域の実状からみると必ずしも適当でない点がある。例えば、上越地方は全国的にも有名な豪雪地帯であるので、豪雪にそなえて校舎と校舎との間をすべて二階の渡り廊下でつないでいるが、この廊下も吹きさらしでないと建物の一部とみなされ、基準面積をくうことになる。そのため、教室や研究室の面積が影響をうける。

また、冷暖房の設備についても同様である。上越地方は寒冷地手当がつく地域であるので、冬期の暖房設備は完備している。そこで、この地方は夏は比較的涼しいであろうと考えられやすい。知人からも、「夏は涼しくてよいでしょう」といわれることが多い。ところが、実際には夏は高温多湿で、大変むし暑いところである。フェーン現象もおこりやすく、37～8度ぐらいになり、ときには日本一の暑さと報道されることもある。この高温多湿のために「こしひかり」というよい米がとれる

のかも知れないが、夏休み中研究室を利用する教官にとっては大変である。寒冷地手当のつくところでは管理棟や特別の実験室以外には冷房設備はつけにくい、教官の研究室などにもつけたいものである。

なお、施設も年次計画にそって学生受け入れの前年度から作られるが、3月末完成の予定がおくれ、どうしても4月以降にくいこむことが多い。筑波大学でも最初の年は、夏休みまで他の場所を借りて授業を実施したが、上越教育大学でも、豪雪のため完成がおくれ、6月上旬まで教育、研究、事務を他の場所で行わざるをえなかった。このような点からみると、学生の受け入れを1年ずつおくらせるほうがよいと思う。

さらに、図書館や体育施設などの建設は、教室などに比べて後回しにされる。そのため最初に入った学生は、ほとんどこれらを利用しないままに卒業していく。学生受け入れの予定を若干おくらせ、施設をある程度整備してから受け入れを開始するようにするほうが教育効果もあがるであろう。

### 教育課程

大学の創設においては、教育課程の編成も容易ではない。大学設置基準や教員免許法の規定などをみながら、その枠内で新大学にふさわしい教育課程を編成しようとするが、大学院の場合には、特に授業科目と担当教官の研究業績との関係から設置審議会で担当の合否が定められるので目新しい科目や学際的科目よりも伝統的科目名で審査を受けることになりやすい。そうかといって、伝統的な科目だけだと、新大学の特色はどこにあるかと問われるし、なかなかむずかしいものである。

### 入学試験

開学当初の入学試験も容易ではない。教職員の数も少ないし、施設も十分整っていない。試験科目の決定から問題の作成、試験場の準備、試験当日の監督、面接・実技試験などの実施、採点、合否の決定など一連の作業を少数の教職員でやらなければならない。面接・実技の試験などをきめ細かにやると、人手が足りなくなるので、着任予定の教官をはじめ学外の人に委員を委嘱して実施することになる。学外者の好意に頼ることになるので、あまり無理なお願いもできない。また、学外者に



---

短時間に試験の趣旨や方法を徹底するのも容易ではない。

さらに、試験場を借りるときには、試験場の設営や後始末などにも気を遣う。会場が数か所に分かれているときには試験当日の連絡なども問題になる。受験生の中には会場をまちがえるものもいる。

入学試験だけはやり直しができないので、無事にすむまでは薄氷を踏む思いである。開学当初の入学試験業務に参加したものには長く記憶に残るであろう。

### 管理運営

新大学が開学すると、学則はじめ種々の規則、規定などを整備することになる。規則の制定については事務局が精通しているので、事務局主導型の印象を与えたり、会議のたびに規則の審議が行われるので管理体制のきびしい大学、規則づくめの大学といった印象を与えたりする。実際には既設の大学にもこの種の規則は整備されているが、日常の研究、教育活動では目にふれないでいるだけである。また、教官が全部そろわないうちに諸種の規則が作られるので、あとから着任してきた教官には押しつけがましい印象を与えることにもなる。

しかも、教官はいろいろの大学や研究所など多方面から参加するので、管理運営についての考え方、教授会や各種委員会の構成や審議の進め方についての考え方において違いが生ずる。新大学を建設するという目標においては一致していても、細かい点になると考え方の違いが出たりする。集団には「われわれ意識」が生じ、その集団特有の雰囲気生まれ、さらに集団規範ができるといわれているが、新しい大学にその大学特有の雰囲気、規範ができるにはしばらく年月がかかる。新大学創設の理念を失わず、それを発展させる方向で集団規範が安定することが望まれる。

### 終わりに

新大学の創設にあたっての問題点をいろいろ羅列したが、新しい大学において新しい理念を実現しようという夢をもって、つまり同じ志をもって集った仲間と苦楽をともにするということは、またとない貴重な経験である。関係した大学が着実に発展していくのを見ると、まことに感無量であり、なお一層の発展を願わずにはいられない。同時にお世話になった多くの方々に心から感謝を申し上げる。

# 諸 会 合

昭和61年7月～9月

- 7月10日(木) 10:00 入試改善特別委員会ワーキンググループ会議  
13:00 入試改善特別委員会
- 7月11日(金) 10:00 第1常置委員会
- 7月14日(月) 13:00 教養課程に関する特別委員会専門委員会
- 7月21日(月) 13:30 大学院問題特別委員会
- 7月25日(金) 10:00 入試改善特別委員会ワーキンググループ会議
- 8月4日(月) 12:00 大学院問題特別委員会小委員会
- 8月8日(金) 13:30 第4常置委員会小委員会
- 8月12日(火) 13:00 入試改善特別委員会
- 8月13日(水) 9:30 理事会
- 8月29日(金) 13:00 大学院問題特別委員会小委員会
- 9月11日(木) 13:30 第6常置委員会
- 9月12日(金) 13:30 第2常置委員会
- 9月13日(土) 10:00 第1常置委員会
- 9月18日(木) 10:00 入試改善特別委員会
- 9月25日(木) 10:30 教員養成制度特別委員会小委員会
- 9月26日(金) 13:30 第3常置委員会
- 9月29日(月) 10:00 大学院問題特別委員会小委員会

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理事会

日時 昭和61年8月13日(水) 9:30~14:00

場所 学士会分館6号室

出席者 森会長

田中(健)副会長

有江, 東野, 石田, 前川, 井出, 田中(郁), 川井,

津田, 本陣, 中井, 飯島, 西島, 熊谷, 新野,

高木, 沖原, 関田, 松山, 遠藤各理事

丸井(第2), 山田(第3), 黒木(第4), 田中(栄)

(第5)各常置委員会委員長

阿南, 野村各監事

(文部省)古村官房長, 菴谷審議官(外2名)

(大学入試センター) 堯天所長

森会長主宰のもとに開会。

初めに会長より次のように挨拶があった。

本日、暑中にも拘らずご参集願って理事会を開催したのは、「新テスト」について大学入試改革協議会から最終報告が提出されたので、これに対する今後の国大協の対応について審議願うためであるが、この際、欠員となっている副会長1名の選出のほか、当面の第7次定員削減および授業料改訂の問題、その他急を要する議案があれば、それらについてもご協議願いたいと考えている。

なお、入試の議題に関連して、堯天大学入試センター所長にも後刻ご出席願ひ、さらに第7次定員削減については、文部省から古村官房長および菴谷審議官その他関係官にもご出席願ひ説明をきくこととしたいので、ご了承いただきたい。

以上のように挨拶があったのち、会長より、本日初めて出席された川井一橋大学長事務取扱の紹介があり、また7月15日付けで国大協事務局長に就任した平間事務局長の紹介があった。

ついで、片山事務局次長より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

### 協 議

#### 1. 副会長の互選について

副会長の職に在った種瀬一橋大学長の逝去に伴う後任副会長の選出について、会長から次のように諮られた。

副会長の選出については、従来1名は旧帝大から、1名はその他の大学から選出するという慣例があるが、今回もこの慣例に従うことにしてよろしいか。またこの慣例に従う場合どのよ

うな選出方法（投票か協議か）がよいか、お諮りする。

これについて協議の結果、従来の慣例に倣うこととし、旧帝大以外の理事校の中から投票により選出が行われ、その結果、田中（郁）理事（東京工業大学長）が得票多数をもって副会長に選任された。

## 2. 特別委員会委員の交代について

会長から、学長退任に伴う特別委員会委員の補充について当該委員会から「資料4」のとおり申請があったので、このとおり選任してよろしいかと諮られ、異議なく承認された。

## 3. 受験機会の複数化に関連する問題について

これについて、田中入試改善特別委員会委員長より次のように報告があった。

受験機会の複数化に関する昭和62年度実施要領については既にご承認いただいたが、昭和63年度以降のこれの在り方について更に検討する必要があるので、これまで数回委員会を開催してこの問題について検討を行った。それで、そこで討議された幾つかの問題についてご報告したいと思う。

その一つの問題として、受験機会の複数化を実施する場合、事後選択制を採るべきか、事前選択制を採るべきかという問題がある。62年度は取敢えず事後選択制を採用することにしたが、事前選択制を支持する意見もあるので、これを採った場合どのようなことになるかについて目下検討を進めている。

他の一つの問題は、入学試験実施日程に関する問題である。これについては、62年度においては、各大学が行う入学者選抜第2次試験をA日程グループ（3月1日より）とB日程グループ

（3月5日より、特別の場合3月4日より）の二つのグループに分け、3月1日以降に実施することに決めている。そして、これに基づきその後の採点、合格者発表、欠員補充などの入試業務を最大限切り詰めて設定したが、これによると欠員補充のための第2次募集はどうしても4月1日以降にならざるを得ないということになる。

このように欠員補充のための第2次募集が4月1日以降にずれ込むことについては、私立大学側から第1学期の授業の開始に支障をきたすという意見が出されており、また国立大学内においても同様の意見がある。

そのような事情から、昭和63年度以降の国立大学の第2次学力試験を2月下旬に開始することを検討せざるを得なくなった。しかし、このことは私立大学の入学試験、高等学校の卒業式などの実施日と関係があるので、慎重に検討しなければならない問題であると考えている。

それで、本日の理事会でご了承いただければ、この問題について私立大学や高等学校関係者とも協議したうえ、具体的な日程について検討を進めたいと考えている。

次に、「受験機会の複数化に関する資料」に関することであるが、このたび、大学入試センターにおいては、第2次試験出願者の地理的選択の範囲に関する分析資料を作成された。この資料は、各国立大学の入学定員確保のための資料として参考になるものと思われるので、各大学にこれを提供するよう取り計らってはいかがかと考えている。

ついで、大学入試センター堯天所長より、この資料の内容やこれの取扱い方について説明があった。

以上の報告事項に関し会長より次のように述べられた。

入試改善特別委員会からの受験機会の複数化に関する報告事項は①事前選択制の検討、②63年度以降の第2次試験の実施日程の検討、それから④受験機会の複数化に関する大学入試センターの資料の各大学への提供、という3点であるが、ただいま委員長から述べられた方針に従って措置してよろしいかお諮りする。

これについて協議の結果、異議なくこれを了承した。

#### 4. 受験機会の複数化に伴う各大学における入試業務上の留意点について

これについて丸井第2常置委員会委員長より、「資料9」を基にその内容説明があり、ついでこの資料は各大学が募集要項作成の場合参考になるものと思うので、早急に各大学長宛第2常置委員会委員長名をもって送付することとしたい旨述べられた。

ついで会長より、この資料を各大学に送付することについて諮られ、異議なく了承された。

このあと同委員長より、入試に関連する次の2点の問題について報告があり、これに関し若干質疑応答があった。

- ①共通第1次試験実施の際の監督補助者の拡大について
- ②共通第1次試験の試験場を大学所在地以外に設置することについて

#### 5. “新テスト”の問題について

初めに田中入試改善特別委員会委員長より、本問題のその後の経過について次のように説明があった。

この「新テスト」の問題については、去る4

月21日に大学入試改革協議会の「中間まとめ」が公表されたのを承けて、本委員会にこの問題を検討するワーキンググループを設けて検討を進め、去る6月12日にこれに対する「見解」をまとめ、これを総会に諮ったうえ文部大臣宛に提出した。その後、去る7月21日に大学入試改革協議会は「大学入試改革について」という同協議会の審議のまとめを文部大臣に答申したので、これについて本委員会では、その後委員会を開催して今後の対応について検討した。その結果、「大学入試改革協議会まとめ」の対応については、今後の問題もあり、大局的見地からの検討の必要性もあろうということでも理事会の判断を仰いだうえ対処すべきであろうということになった。そのような次第で本日の理事会の開催をお願いした次第であるので、よろしくご審議をお願いしたい。

以上のような経過説明ののち、同委員長より次の2点について提案があった。

- ①「大学入試改革協議会まとめ」の具体的な問題を検討するために、今後文部省が大学入試センターに、実施方法等調査検討委員会（仮称）を設けることを依頼すること。
- ②大学入試センターは、これに基づいて国大協に協力を要請するとともに、「大学入試改革協議会まとめ」の具体化のために関係各団体とも連絡協議を進め問題点の解決を図ること。

以上の提案について会長より、「大学入試改革協議会まとめ」の今後の対応については只今の田中委員長の提案どおりの方法で進めることにしてよろしいかと諮られ、協議の結果、この方法で進めることが今後開かれる入試改善特別委員会でも了解されるなら、これを理事会了解事項とすることを承認した。

ついで、これに関連して、田中委員長より次のように述べられた。

「大学入試改革協議会のまとめ」の対応については、今後各大学でもいろいろと議論があることと思われるので、各大学の学長方に本問題についての審議の経緯と対応についての概略を報告しご理解を得ておく必要があると考える。そこで、私の手許で本日の理事会での経緯の概略を文書にまとめ、できるだけ早いうちに各理事宛ご送付するので、各地区の理事でご相談のうえ当該地区の各学長方にご説明下さるようよろしくご配慮をお願いしたい。

## 6. 第7次定員削減について

このことについて会長より次のように述べられた。

先般各大学宛にご通知したとおり、第7次定員削減については、第4常置委員会で作成された要望書原案を書面で理事会に諮り取りまとめたりえ、田中副会長と黒木第4常置委員長にお願いして去る7月15、16日の両日、文部省および総務庁へ提出していただき、定員削減の適用除外等について配慮方を強く要望した。

なお、このことについては田中副会長および黒木委員長よりその状況についてご報告いただくことにしたい。

以上のように述べられたのち、田中副会長および黒木委員長より、それぞれ文部省および総務庁で関係官と会見し要望書を提出した際の状況について報告があった。

ついで会長より、本日文部省より出席の古村官房長、菴谷審議官の紹介があったのち、古村官房長より、第7次定員削減に関して配付資料〔①今後における行財政改革の基本方向（抄）、臨時行政改革推進審議会最終答申（61.6.10）、

②昭和62年度以降の定員管理について（61.7.21閣議決定）、③定員削減計画（第7次）の実施について（61.8.1閣議決定）、④第6次・第7次定員削減計画の比較〕を基に概ね次のように説明があった。

7月21日の閣議において、第7次定員削減を行うという大方針が決定された。この方針によれば「自衛官を除く国家公務員については、昭和62年度以降5年間に、新たに昭和61年度末定員総数の5%を目途に削減するものとする」ということである。

次に8月1日の閣議では、内閣の各機関および各省庁の定員削減目標が示された。それによると文部省の削減目標数は4,588名であり、その削減率は3.36%である。

これを第6次定員削減計画と比べると、削減数は、前回は4,797名であったが今回は4,588名であるから209名の減となる。また、これを削減率で見ると、前回は3.62%であったが今回は3.36%であるので若干緩和された結果となっている。

これを国立学校特別会計の方に当てはめてみると、第7次では削減目標数は4,440名で、その削減率は3.33%となっている。また、これを前回の第6次の定員削減計画に比べてみると、前回は削減目標数が4,589名、削減率は3.55%であるので、前回に比べていずれも若干の減となっている。なお、これまでの経緯について若干申し上げれば次のようである。

文部省においては、7月21日の閣議決定に先立って国大協より定員削減に関して非常に強い要望もあったので、教官、看護婦等の削減対象からの除外と、その他の教育研究支援職員並びに事務系職員の削減負担をできる限り軽減することを中心に強く総務庁と折衝したわけであ

る。

しかし、総務庁としては、その事情は理解しながらも、職種別の削減率の方は考慮するとしても削減目標数はぜひ計画どおり実施してほしいということであった。

この総務庁とのやりとりの経過では、教官、看護婦について従来の削減率で実施することになり難色が示され、この率を少しアップしてほしいという強い要望があったが、最終的には教官と看護婦の削減率については、第7次定員削減についても前回同様0.5%に落ち着いたというわけである。

これからは、この方針に基づいて具体的に実施していくこととなるが、これの実施に当ってはいろいろな問題が予想されるので、事務的に各大学のご意見を伺いながら出来る限り混乱の起こらないように努力したいと考えている。

第7次定員削減の問題について以上のような説明があったのち、今後の人事院の給与勧告について、込山調査官より配付資料「給与勧告の骨子」を基にその要点について説明があった。

以上の文部省よりの説明について若干の質疑や意見の交換があって本件についての協議を終わった。

## 7. 国立大学の授業料について

これについて有江理事（第6常置委員長）から次のように説明があった。

去る7月28日に田中副会長から国立大学の授業料値上げの問題が関係省庁の方で浮上してきているようであるから、第6常置委員会として文部省の方と連絡を取ってその状況を伺ってみてはどうかという連絡を頂いた。

そこで8月8日に文部省へ出向き、大崎高等教育局長や佐藤大学課長、広田学生課長等にお

会いしてお話を伺った。その際の話では、最近新聞等で報道されている授業料問題の中身とあまり違っている点はなかった。また、臨教審と文部大臣が話している筋は大体一致しているということであった。そして、このような状況にあるので、国立大学と私立大学との差異についてははっきりとした共通理解をもつことが出来ないのか、また、そのようなことを簡潔に訴える方法が考えられないのか、というようなことが話し合われた。

第6常置委員会では、来る9月11日に委員会を開催する予定にしているので、その際、広田学生課長にも出席を願って授業料問題の最近の状況についての説明を伺い、また授業料減免の問題等にも触れて検討したいと考えている。

以上の説明に関連して飯島理事より、臨教審では国立大学の授業料ということで問題を取り上げているのではなく一般論として国・公・私立大学のそれぞれのあり方について議論がなされている旨の説明があった。

## 8. 「大学における評価」に関するアンケート(案)について

これについて、石田理事（第1常置委員長）より次のような説明並びに提案があった。

第1常置委員会では、目下検討中の「国立大学のあり方」の問題の検討に資するため、「資料11」に示したような〔「大学における評価」に関するアンケート(案)〕を基に各大学長宛にアンケート調査をしたいと思っているが、これの実施と調査の内容についてよろしくご審議をお願いしたい。

この提案について会長より、このアンケート調査を承認してよろしいかと諮られ、協議の結果、案文の一部を修正のうえこれを実施するこ

とを了承した。

## 9. 国大協の予算について

このことについて、会長より次のように述べられた。

国大協の予算が窮屈になってきているようであるが、その理由は会議費が嵩むというところにあるようである。

これは、入学試験その他大学に関する問題が様々提起されている社会情勢に対応して会議の回数が多くなったということで、いわば当然のことである。従って、一方では、必要なことは是非やらなければならないが、そのためには会費の値上げも止むを得ないのではないかという議論も当然あることであろうが、また一方では、会費は最近値上げをしたばかりでもあるので、こ

の際切り詰められるものは切り詰めて何とか運用していくべきであるという議論もあることと思う。

このようにいろいろと議論はあると思うが、差し当ってこの際は会費の値上げという考えを考えずに、現在の国大協の予算の範囲内でその運用方法を考えて実施していくようにしてはどうかと考えるので、大変恐縮ではあるがよろしくご了承頂きたい。

なお、このことに関して後日事務局の方から、各委員会の委員長方に過去の会議数などを参考に今後の会議数等についてご相談いたすこととなると思うので、その際はよろしくお取り計り下さるようお願いする。

以上をもって本日の協議を終了した。

---

## 第1常置委員会

日時 昭和61年7月11日(金) 10:00~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 石田委員長

藤井、黒田、藤巻、北條、八木、新野、近藤、熊谷、檜、添田、糸賀、遠藤(尚)各委員  
遠藤(丞)、宮野、室屋各専門委員

石田委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

### 1. 「大学における評価」の問題について

この問題についての討議に入るに先立ち、委員長より、本委員会が昭和60年6月に出した報告書「大学の在り方について(中間報告)」中の「大学における評価の問題」の箇所ですべての要点について次の事項に従って詳細な説明があった。

①大学評価の現状について

○大学評価の構成

○大学以外の主体による大学評価

○大学による大学評価

②大学の自己評価の検討について

○前提的問題

○自己評価の構成部分の検討

○個別的・具体的検討の必要性

ついで北條委員より、大学における評価の実施について次のように述べられた。

大学における評価の実施に当っては、いろいろ問題点があると思われるが、実施しようと思えばできないことはないと考えられる。ただ、これを外部の判断で強引に進められたのでは、



大学人としての主体性を発揮することが出来ないで、飽くまで自主的に行う必要があると思われる。

そこで、これを早く実施しようということで過般幾つかの目的に絞って実施方策を提案したのであるが、全般的にはあまりはっきりとした賛成は得られなかった。

それで、その後これをかなりトーンダウンさせたかたちのものを考えてみた。それは、例えば評価について調査するという場合、従来からの調査資料がいろいろとあると思われるので、それを調査してまとめれば評価に繋がるまとめが出来るのではないかと思われる。また、教官について直接調査するという前に、大学の事務局辺りと連絡を取って資料の提供を受ければ、一応現在の評価に関する状況が判るのではないかと考えられる。

しかし、評価の問題については、学長や事務局の方々十分に理解されていても、個々の教官に現状をしっかりと認識していただかないと、これから起こり得る問題についての対応が出来ないのではないかという心配がある。

そのようなことから、本委員会としてはこの評価の問題にどうしても取り組まざるを得ないであろうという認識に立って、大学評価の問題検討のために先ず各大学の現況等について調査したいと考えた。

そこで、私を中心としたグループで検討し、お手許に配付したような調査実施(案)をたたき台として準備したので、これについてご検討をお願いしたい。

以上のような説明があったのち、提出のアンケート(案)について次のような意見の交換があった。

○ この案のような調査を各大学長宛に依頼し

ても期待するような回答が得られるものかどうか、その辺についてはどのように考えられているのか。

○ アンケート(案)の中で「各学部ごとに評価に相当するものを実施していれば、実状をお示し下さい。」と尋ねているが、この“各学部ごと”というところに大きな意味があると思う。評価の実情は専門毎にかなり異なっており、大きく見ても理科系と文科系では相当に違っているのだから、評価の意見については出来る限り広い範囲で伺いたいものと考えている。

○ 教官の反応はどうであろうか。

○ 現在幾つかの大学で教官個人の論文なり、研究業績を公表している大学もあるので、別に抵抗感はないのではなかろうかと考えている。

○ 「大学の評価」というのは、大学全体の評価を意味するのか、それとも教官各自の評価を意味しているのか、その辺はどのように考えられているのか。

例えば、大学の評価ということになると設置形態の問題とか、財政の問題、組織の問題、学生の状態、卒業生の就職状況といったようないろいろな問題が含まれてくるように思われる。また、教官各自の評価ということであれば、研究活動や教育活動等の具体的事項ということになるのではなかろうか。

○ その点は、双方の評価を含むということであろうと思うが、当面は取り敢えず教官個人の評価について調査するという進めたいと考えている。

○ 大学の自己評価ということが、大学自身の活性化のために現状の反省、見直しをするということであるとするならば、これはただ単

に外部から言われたからやるといったような一過性の問題ではなく、われわれ大学人として継続的に考えていかなければならない問題であろうと思う。その点ははっきりさせておくべきである。

また、大学の評価については、短期的な評価と数値的な評価、あるいは長期的な評価と総合的な評価等、あらゆる角度からの評価が必要であると思う。

なお、これまで大学では全く評価が行われていなかったかということについては、私はそのようには思わない。例えば、大学が人事を行う場合などには必ず評価は行われているはずである。

それから、国立大学が基礎的研究、創造的研究、あるいは非常に高度な学術的研究が要請されているということを考えると、短期的なあるいは数値的な評価というものはいくらもあまり整合性がないのではなからうか。

大学の評価ということは、世論に押されてやるということではなく、大学の活性化のために自発的に、経常的にやるべきものであると思う。

- 大学の評価ということについては、アメリカの場合などと比べて大きく異なっている点は、わが国では「教育に対する評価」が行われていないということであろう。この教育評価の問題は、何を基準として行うべきかという点でいろいろ難しい問題があるが、検討の要がある。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、評価問題のアンケート調査をすることについて委員長より次のように述べられた。

「大学の評価」ということについて各大学長

宛にアンケート調査をするについては、アンケート調査（案）の内容をもう少し検討する必要があると思うので、私と新野委員、北條委員とで更に検討してできるだけ早いうちに案をまとめ、その上で本委員会でご審議をお願いすることとしたい。

## 2. 国立大学における組織および管理運営の見直しについて

これについて、新野委員より次のように説明があった。

臨教審の第4部会では、この12月頃までに大学の管理運営の問題、財政の問題、設置形態の問題等を中心に議論をされ大筋のまとめをするという予定のようであるが、国大協としても、一応これらの問題について予め整理しておく必要があると思う。

そこで、一つの方法として考えられることは、管理運営ということについて国立大学ではこのようなことをやっているということを示すためにも、統計的な数値を資料として用意しておく必要があるのではないと思われる。

この統計数値については、昭和59年5月14日付で文部省より各大学に「国立大学等における組織及び運営の見直しの実施について」という文書をもって資料の提出方の要請が行われたことがある。この資料は書式も決まっており、その書式によって報告するようになっているので、各大学では毎年概算要求に関連してこれを提出されていることであろうと思う。これを見ると、各大学の全体としての運営の見直しを始め、教育研究遂行上の工夫改善、管理運用上の改善、入学者選抜方法の改善等の問題が各部署毎にも報告されているので、この資料を各大学から取り寄せれば、統計数値だけは簡単に整理

きるのではないかと考えられる。

以上の説明に対し、この資料が参考になるかどうかは少し疑わしいところもあるというような意見などが述べられたのち、大学の管理運営および大学財政の問題等について8月中を目途に新野委員の許で素案をまとめていただくこととした。

### 3. 国・公・私立大学の教職員数及び学生数、留学生数等の状況について

これについて、宮野専門委員より配付資料「①国・公・私立大学教職員数(60年度)、②国

・公・私立大学学生数(60年度)、③外国人留学生受入れ(在籍者数)規模別大学数(60年度)、④国・公・私立大学別外国人留学生数(60年度)、⑤教官の担当時数(昭和58年度学校教員統計調査による)、⑥国立学校定員削減の経過」等を基に、国・公・私立大学の実態がそれぞれどのような状況にあるかということについて詳細な説明があった。

また、これに関連して同専門委員より、国立大学の設置形態の問題について若干私見が述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

日 時 昭和61年9月13日(土) 10:00~13:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 石田委員長

藤井、黒田、阿南、小菅、関、藤巻、花輪、北條、八木、飯島、新野、近藤、熊谷、檜、添田、糸賀、遠藤(尚)各委員  
遠藤(輝)、遠藤(丞)、斎藤各専門委員

## 第1常置委員会

石田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より去る7月15日付をもって国大協事務局長に就任された平間巖事務局長の紹介があり、ついで専門委員の交代について次のように諮られた。

専門委員の宮野東京大学事務局長がこのたび退任されたので、その後任である斎藤尚夫東京大学事務局長に同じく専門委員をお願いすることにしたい。

以上について了承されたのち、委員長より斎藤専門委員の紹介があり、議事に入った。

〔議 事〕

### 1. 「大学における評価」の問題について

これについて委員長より次のような報告があった。

大学における評価については、まず各大学にアンケート調査をすることになり、本委員会で審議のうえまとめたアンケート案を去る8月13日に開催された理事会に提出しその了承を得たのち、直ちに各大学宛にアンケートを送付し回答を求めた。その結果、本日まで60数大学から回答が寄せられている。

なお、回答の整理については、北條委員を中心に既に分担の決まっている委員の方々にまとめていただくこととしたい。

### 2. 国立大学のあり方について

これについて、委員長より次のように述べられた。

「国立大学のあり方」については、まず各大学長宛にアンケート調査をしてそのご意見を伺

った。これについては特別の事情のある2～3の学長を除いて、殆どの学長からご意見が寄せられた。

そこで、これらの意見を集約し、かつ委員会における検討結果をも踏まえて一応私の手許でまとめた「国立大学のあり方について」を委員会に提出し審議をお願いしたが、種々の観点から再検討することになり、各委員には文書をもってご意見を提出していただくことにした。その後多数の委員の方々から貴重なご意見をいただいたので、これを参考に「国立大学のあり方

について」の総体的なまとめを作成し、いづれご検討願うことにしたいと考えている。

### 3. 臨教審における最近の審議状況について

これについて、飯島委員(臨教審第4部会長)より最近の臨教審における審議経過について詳細な報告があった。

以上の報告ののち、国立大学が何故必要であるかということについて、種々論議が交されて本日の協議を終了した。

次回 10月27日(月) 10:00～12:00

---

## 第2常置委員会

日時 昭和61年9月12日(金) 13:30～16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

小林, 福士, 久佐, 前川, 井出, 鞠谷, 津田, 本陣, 潮木, 脇坂, 谷口, 山田, 田中, 木村(代理; 谷学生部長), 坂上, 井上, 保田, 松山各委員

松井, 金子各専門委員

(大学入試センター) 加藤管理部長

丸井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、木村委員の代理として出席された谷香川大学学生部長の紹介があり、また去る7月15日付で国大協事務局長に就任した平間事務局長の紹介があった。

〔議事〕

### 1. 受験機会の複数化に伴う昭和63年度以降の 入学者選抜方法の改善について

このことについて委員長より次のように述べられた。

昭和63年度以降の入学者選抜方法の改善については、去る6月総会以後入試改善特別委員会を中心に検討がすすめられている。このうち、「事前選択制」の検討については、入試改善特別委員会の近畿地区所属委員を中心に検討がす

められているが、今後これの具体的問題について近畿地区の14大学より各1名宛推薦されたコンピュータ関係の専門家も含めた専門委員をもって構成する小委員会を設けて検討のたたき台を作成し、これをもとに検討がすすめられることになっている。

それから、今後の検討課題として、第2次試験における各大学・学部のグループ分けについての問題がある。これについては各地区ごとに昭和62年度のグループ分けについて協議した際、地区によっては62年度のグループ分けをもってグループ分けを固定化しないという了解のもとに各大学・学部のグループ分けを決めたという経緯があり、今後63年度のグループ分けについて地区ごとに協議を行う必要がある。しかし、このグループ分けの問題については各大学

とも63年度の実施結果をみたらうでないとこれに対する方針も決めにくいとも思われるので、地区ごとの協議もそのあとになるものと思う。

以上のような説明があったほか、過般「中国・四国国立大学臨時学生部長会議」より森会長宛提出のあった「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領等」に関する要望書に対して取った措置についての報告があった。

## 2. 共通第1次学力試験の試験監督補助者について

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

共通第1次学力試験の試験監督要員に不足を来す大学より、この問題の解決を図るために試験監督補助者として現行の公立高校教員に加えて大学院生をも認めてほしい旨の要望にもとづき、本委員会で検討した結果、これについては、法令上大学院生には守秘義務を履行させることができないことから、これを認めることは適当ではないとの結論となった経緯がある。しかし、その後入試実務担当者レベルからも同趣旨の要望があり、また今後予想される全国的な受験生の増加に伴って試験監督要員の確保が困難になる大学が増えることも考えられるので、この問題の打開を図る必要があると考えている。

## 3. 共通第1次学力試験の試験場設置についての横浜国立大学からの要望について

このことについて委員長より次のように説明があり、了承された。

去る9月10日付をもって横山横浜国立大学長より第2常置委員会委員長宛に、横浜地区にお

ける試験場確保の困難な状況の緩和を図って同大学の所在する横浜市以外に同市に隣接する市に試験場を設置することを認めてほしい旨の神奈川県教育委員会教育長からの依頼文書を添付して要請があった。共通第1次学力試験の試験場を大学の所在地以外に設置することについては、以前埼玉大学からの要望を契機に検討した結果、「特別困難な実情にある」地区については、理事会の承認を得てこれを認めることになっているので、慣例に基づいてこれを理事会の議にかけることとしてよろしいかお諮りする。

なお、この試験場の問題については、以前の審議において、「各大学の責任と判断」により大学の所在地以外に試験場が設置できるように「試験場問題に関するガイドライン」を見直す方向で検討することになっているので、いずれ機会をみて検討を行いたいと考える。

## 4. 共通第1次学力試験の試験地区における「地域割」の変更について

このことについて委員長より次のように説明があった。

去る7月28日付をもって竹内埼玉大学長より第2常置委員会委員長宛に、埼玉地区における共通第1次学力試験志願者の増加に伴う措置として従来一部の通学区域について東京地区に「地域割」変更の措置を講じていただいているが、今後さらに志願者の増加が予想されるので、昭和63年度以降これに加えて川越市等17市・町についても東京地区へ「地域割」変更をお願いしたい旨資料を添付して依頼があった。共通1次試験の志願者を多数擁する埼玉地区の試験場問題の解決を図るため、62年度より埼玉大学の所在する浦和市以外にも試験場を設置することが認められているが、これでもなお、同地

区では63年度以降においては、予想される志願者の増加に対応するためには新たに「地域割」変更が必要になってくるということである。この「地域割」変更の問題については、関係大学間で協議のうえ所属地区の地区学長会議に諮って決定するのが慣例であるので、いずれ関東甲信越地区学長会議が開催された際にご協議いただきたいと考える。

なお、これに関連して本委員会として、受験者の大都市圏への集中による試験場問題等の観点から、現行の「居住地試験制度」を今後も維持すべきかどうか大学入試センターから資料を提供して貰って検討を行いたいと考える。

## 5. “新テスト”について

初めに委員長より本問題についてのその後の経過について次のように説明があった。

“新テスト”の問題については、大学入試改革協議会の大学入試改革についての「中間まとめ」に対し入試改善特別委員会としての「見解」を取りまとめ、これを理事会（6月13日開催）および総会（6月18日開催）の議にかけたうえで海部文部大臣宛に提出後、入試改善特別委員会において更にこの問題についての検討がすすめられている。

一方、去る7月15日（火）大学入試改革協議会が開催され、「中間まとめ」に対する関係各方面からの意見等を踏まえて審議が行われた結果、「大学入試改革協議会まとめ」が取りまとめられ、これが去る7月21日付をもって海部文部大臣宛答申された。

入試改善特別委員会ではこの「大学入試改革協議会まとめ」について検討するとともに今後

の対応方について協議を行ったところ、“新テスト”の具体的問題について検討をすすめる必要があるのではないかとこの意見となり、これについては諸般の状況を考慮して大学入試センターの中に委員会を設けて検討をすすめて貰うこととするのが適当ではなからうかということになった。そして、この審議結果を踏まえて理事会（8月13日開催）に田中入試改善特別委員会委員長が、①「大学入試改革協議会まとめ」の具体的問題を検討するために、今後文部省が大学入試センターの中に「委員会」を設けるよう依頼する。②文部省からの依頼にもとづき大学入試センターが「委員会」を設けて本協会に対し同委員会への協力を要請してきた場合には委員の派遣等の協力をする、の二点について提案した。これについて協議の結果、入試改善特別委員会において了解されるならこれを理事会了解事項とすることが承認された。

概ね以上のようなその後の経過説明があったのち“新テスト”の問題について意見交換が行われた。

このほか、受験機会の複数化に伴う推薦入学のあり方等に関し意見の交換が行われ、これについては62年度の実施結果をみたくうえで更に検討を行うこととした。

なお、今後検討を要する問題として、特別枠により実施されている帰国子女の選抜試験のあり方および中国残留孤児の日本引揚げに伴う大学受入れの扱いについて取り上げることにした。

以上をもって本日の会議を終了した。

次回 10月30日（木） 14：00～16：30

日 時 昭和61年9月26日(金) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 山田委員長

林、高橋、馬場、竹内、加納、辰野、鈴木、中井、  
本多、中山、松本、高木、俵、安藤、榎本、古川  
各委員

小路、小林各専門委員

### 第3常置委員会

山田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、議事に先立ち前回の委員会(61.6.9)以後の経緯について次のように述べられた。

①就職協定順守問題に係る企業側との懇談について

去る6月24日(火)就職協定順守問題について、ホテル・オークラで田中東京工業大学長および熊谷大阪大学長と私の3人が国立大学協会を代表して企業側の代表と懇談した。

②就職協定期日の検討について

昭和61年度就職協定期日(8.20~11.1)については、種々問題がでているので、来年度の協定期日を何時にすべきか検討するため、就職問題懇談会の中にワーキング・グループを設けて検討することとなった。このワーキング・グループには本委員会の柳沢専門委員が参加されている。

③「課外活動の整備拡充に関する要望書」の提出について

去る7月10日、竹内委員(埼玉大学長)、加納委員(東京医科歯科大学長)の両委員に同道願い、文部省に赴き海部文部大臣宛要望書を提出し関係担当官にその実現方を要望した。

以上の報告があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

#### 1. 就職協定問題について

このことについて小林専門委員から次のよう

に報告があった。

① 従来、学生の就職問題について、国立大学にわたる実務者である学生部長の会議が組織されていなかったため、このたび国立大学の学生部長による国立大学就職問題連絡協議会を設置した。その設置目的は別紙資料「同協議会要項」に掲げてあるとおり国立大学学生の就職問題について各国立大学の実情を踏まえて討議し、関係諸団体との連絡協議を行うとともにその協議の結果を国立大学協会にも反映させることである。

またこの会議には、本委員会の専門委員が構成員として参加する。

なお、この連絡協議会は、本委員会の下部組織ではない。

② 就職協定の期日について、仄聞するところでは、短期大学と高等学校側が61年度の就職期日に不満を示しているとのことである。

③ 就職問題懇談会の大学側と企業側との連絡懇談会では企業側の期日順守の状況や、期日順守に伴う諸問題などが話題となり懇談した。

概ね以上のような報告があり、これについて若干の質疑応答があったのち、委員長から次のように述べられた。

今後開催される就職問題懇談会では、来年度の就職問題懇談会では、来年度の就職期日の問題が話題になると思うが、国立大学協会としては本年度と同様に「8月20日—11月1日」を主

張するつもりである。

本日、就職問題懇談会のワーキング・グループが開催されているので、その審議状況については、ご出席の柳沢専門委員に依頼し、後日文書をもって委員各位に連絡し、それについてご意見があれば、お寄せ願うこととしたい。

## 2. 保健管理センターの問題について

これについて、初めに委員長から次のように述べられた。

前回の委員会で保健管理センターの諸問題について、総括的な報告をお願いした小路専門委員の作成にかかる「国立大学保健管理センターの充実・改善に関する審議の概要と方向性について」ほか23件の資料を予め送付させていただいた。本日はこの資料を中心に審議していただくことにする。

以上のように述べられたのち、小路専門委員から次の配付資料を基に詳細な説明があった。

- 国立大学保健管理センターの充実・改善に関する審議の概要と方向性について
- 保健管理センター設置校一覧
- 国立大学・保健管理センター教官専攻分野調等
- 保健管理センターの整備と充実に関するアンケート調査結果について
- ・昭和59年度国立大学保健センター所長会議議案まとめ
- 国立大学協会「要望書」等一覧表
- 保健管理センター職員俸給調整について外1件（要望書）
- 国立大学協会会報（抜粋）
- 保健管理の立場よりみた大学生の厚生補導における諸問題
- 保健管理センターの機構改革に関する具体

## 案

- 学生の保健管理の問題について
  - 国立大学保健センター機構改革に関する試案
  - 学生の精神的健康維持機構の整備について
  - 読売新聞社説
  - 朝日新聞ルポ
  - 保健管理の立体化・試論
  - 第2回全国大学保健管理研究会シンポジウム
  - 欧米諸国における大学の保健管理施設
  - 西欧及びアメリカの大学における保健管理の現状
  - 欧米の大学と学生
  - 西ドイツ・アメリカにおける大学の厚生補導施設の現状
  - 国立大学設置法施行規則の抜粋
  - 学生部からみた健康管理センターの問題点
  - 学生の精神的健康管理と学生相談指導について
- 以上の説明に引続き、さらに同専門委員から次のように述べられた。
- これまではいわゆる無気力学生など厚生補導に関する諸問題を検討してきたが、今後センターは厚生補導の機能に加えて教育研究の施設としての業務面を拡大していくことが課題になるのではなかろうかと考えるので、この資料を今後の検討資料としてご活用願いたい。
- これについて概ね次のような質疑応答があった。
- 若い教官から保健管理センターの専属教官になると、研究ができなくなるとの話を聞くが、教官の昇進は現状では研究業績が基礎になっているから、研究論文を発表できる状況にしておかないと、人材の確保はなかなか困



難ではなからうか。

- 学生や職員の健康管理業務をすべてセンターの職員で消化することは到底むりであるので、内部発注などの方法で附属病院側が相当応援しなければならないのではなからうか。
- 内部発注とか外部発注とかと言われるが、理科系や文科系の単科大学では相当事情が違う。
- 付属病院を持っている大学であろうとなかろうと、内部・外部の差はあるが発注することには変りがないと思う。ただこの場合病院の教官の中には本務以外の業務であるとの考え方もつ教官もいるので、センターと病院の関係を総合的見地から十分検討しておく必要がなからうか。
- 今までの審議経過によれば、これからのセンターの理念は、医療的な側面にカウンセリングや予防医学的な側面をも含めた健康科学的な理念に基づいたセンターが望ましいとのことではあるが、一方、現実的には如何にしてより良い医師を得るかということが問題でありこの開きが非常に大きいと思われる。

理念は非常によいと思うが、研究も教育もお願いし、但し予算も人員も付かないというのでは問題ではなからうか。
- 学生にとってセンターの医師はよい医師であることは勿論大事なことであるが、その医師が学生を通じて健康管理をしていくこと自体が研究課題に合致するような医師にお願いするのが最適でなからうかと考える。
- センターを研究も教育もできる施設にするとなると、どんな研究や教育があるのかとのことであるが、自分の研究をセンターにもってくるとか、公衆衛生学の講座ができたときは、センターでの教育も単位になるようにす

るとかも考えられるし、また現在の教養部の学生は、保健体育の実技には興味を示すが、講義となると興味を示さないという傾向があるので、センターを通じて学生の興味をひくものを健康科学の中に組み立てることなどがあるのではなからうか。

- 私の経験からいうと、センターは教育や研究を考えず、つまり医師は週2、3日センターで勤務してその間は研究・教育から離れてサービスに専念し、そのかわりそれ以外の日は病院で研究・教育に従事する方法が最もよい方法ではなからうか。また現在の体制は大體このような形になっているのではなからうか。
- センターが研究も教育もできる共用利用的な施設になった場合、大学としてどのような研究課題や教育課題があるのだろうか。

また現在センターには教育の義務はないが、それに対して教育の義務を負わすことによって、どんな利点があるのか。

以上のような質疑応答があったのち、委員長から次のように述べられた。

保健管理センターの診療業務は学内努力でできるところとできないところがあり、よい医師を如何にしたらさがすことができるか、センター機能を将来健康科学的な組織に位置付けるための問題やこれに伴う法改正の問題など審議されたが、本日は議論が煮詰まらなかったため、本委員会としては今後病院を持っている、持っていないにかかわらず、センターの在り方、理想像はどうあるべきかについて論議を継続することにしたい。本日配付の小路専門委員の資料を素材にして各大学で学長やセンター所長等にご検討をお願いする。

以上をもって本日の議事を終了した。

日時 昭和61年9月11日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 有江委員長

東野, 塚本, 町田, 川井, 斎藤(代理:中村),  
大井, 早野, 西田, 池田, 大藤, 砂田, 志賀各委員  
前田, 築坂, 斎藤各専門委員  
(文部省) 広田学生課長, 金田厚生係長

## 第6常置委員会

有江委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任された川井健委員(一橋大学学長事務取扱)の紹介ならびに7月15日付をもって国大協事務局長に就任された平間巖事務局長の紹介があった。

ついで、委員長より、委員会の人事に関する次の件について諮られ、いずれも了承された。

①宮野専門委員(東京大学事務局長)がこのたび退任されたので、その後任である斎藤東京大学事務局長に専門委員を引き続きお願いしたいと思うがよろしいか。

②塩野専門委員より、このたび東京大学法学部長に就任したため多忙となり、本委員会の専門委員をこの際辞任したい旨の申出であったので承認してよろしいか。

なお委員長より、後刻授業料関係の説明のため文部省より広田学生課長、金田厚生係長が出席される旨述べられた。

### 〔議事〕

#### 1. 留学生問題について

これについて塚本委員より、配付資料を基に次のように説明があった。

留学生問題を当委員会で検討するに当たって、前回(5月8日)の委員会で松村委員と私の両名で、その問題点というようなものを整理して提起してほしいという依頼を受けたので、その議に従って、本日は松村委員作成のメモも

併せ、留学生に関する問題領域として、どのようなことを考えればよいかということについて、若干私見を述べることにしたい。

以上のような前置きののち、おおむね次のような説明があった。

(1) 外国人留学生の受入れ状況について

現在外国人留学生を200人以上受入れている大学数は国立大学が9校、公私立大学は6校である。

(2) 全学生数に対する留学生数の割合について

全学生数に対する留学生数の割合では、国立大学の21大学が1%以上であり、私立大学の方では、1%以上の大学が10大学である。

このような状況からしても、国立大学では外国人留学生の問題について根本的に考えるべき時期にきているのではないかと思う。

まず第一に考えなければならないことは、留学生問題について、各国立大学がどう対処するかということについてのフィロソフィーなり、ポリシーを固めるべきではないかということである。

第二には、現状調査資料(60年5月文部省調べ)によると、国立大学が引受けている外国人留学生の数は15,000名を超えているという状況にある。それに引きかえ、国立大学に在籍している学部学生あるいは大学院学生で外国へ出かけている者や、休学している者の数は極めて少

なくバランスを失っているので、外国人留学生を受け入れるについては、その受入れ体制の整備ということが大きな問題であろうと思われる。

なお、留学生受入れについて考えられる具体的な問題としては、次のようなことが考えられるのではないかとと思われる。

- ①留学生の受入れ時期、選考方法、外国大学との単位の相互認定、学位授与等の問題
- ②留学生に対する教育上の負担状況の問題
- ③日本語教育の問題
- ④チューター制度の問題
- ⑤保健医療制度の問題
- ⑥宿舍整備の問題
- ⑦留学生に対する課外活動の問題
- ⑧外国人留学生に関わる経費の問題
- ⑨私費留学生受入れの推進の問題

以上のような留学生問題に関する問題提起があったのち、関連して、東北大学の外国人留学生受入れ状況について、同委員より、配付資料を基に、次の事項について詳細な説明があった。

- ①外国人留学生受入れ数の推移
- ②在籍身分別・費用別外国人留学生受入れ数及び受入れ国数
- ③国籍・地域別・在籍部局別外国人留学生受入れ数
- ④外国人留学生に対する教育上の負担状況
- ⑤外国人留学生に対する特別プログラムの実施
- ⑥外国人留学生に関する保健、医療等の状況
- ⑦外国人留学生の宿舍状況
- ⑧外国人留学生の課外活動に対する指導
- ⑨特別プログラムによる外国人学生の受入れ状況

以上の説明があったのち、委員長より次のように述べられた。

ただいま塚本委員より留学生の問題についていろいろと説明を伺ったわけであるが、私として今一番ご意見を伺いたいと思う点は、留学生問題を検討するに当たって第6常置委員会としてはどのようにすればよいかということである。例えば、留学生に関してこのような問題点があるということを文章化してまとめなければならないのか、あるいは留学生問題を担当している第5常置委員会の方へ問題点を指摘したものを回付して具体的なことについてはそちらで検討してほしいというように申し入れればよいか、その辺はどのように考えたらよいのであろうか。

以上の点について次のような意見が述べられた。

- 留学生問題の検討は、国大協の中の常置委員会としては、国際交流の問題を担当している第5常置委員会の所管であると考え。しかし、留学生の問題は非常に多岐に亘っているので、財政に関する面ではやはり第6常置委員会が検討しなければならないのではないかと考えられる。
- 留学生問題については、いろいろな問題が絡んでくるので、一つの委員会で審議すればそれでよいという性質のものでなさそうである。

国際化の気運の下で将来留学生の数が非常に多くなる情勢に対応して、国大協として留学生問題全体について検討する独自の委員会があってもよいのではないかと考えられる。

以上のような意見があったのち、委員長より次のように述べられ、本議題についての協議を

終わった。

本日は、留学生の問題について何か結論を出すというようには考えていなかったのですが、本日の議論はこの程度で終わることにし、引続き検討することとしたい。

## 2. 授業料問題について

これについて 広田学生課長より、「国立大学における授業料免除の選考基準の在り方」についての問題の審議の経過とその内容について、配付資料「国立大学における 授業料免除の取扱い」に係る会計検査院の意見表示の概要」及び「国立大学における授業料免除の選考基準の在り方について（議論の概要）」（国立大学の授業料免除の改善に関する調査研究会）を基に詳細な説明があった。

以上の説明に関し次のような意見が述べられ、本議題についての協議を終わった。

○ この「授業料免除の選考基準の在り方について」の中に“留年している者又は修業年限を超えた者は、特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象としない”というように述べられているが、この特別な事由とはどのようなことを指しているのだろうか。

例えば、司法試験受験のために留年するという場合や、あるいは大学院生が論文を書くという関係で止むを得ず大学に残る場合、または、在学中に外国へ出かけて期間が延びているというような場合については、どのように考えればよいのだろうか。このような具体的なケースから考えれば、基準は若干緩和してもよいのではなかろうか。

○ 選考基準は、できるだけ大筋で決めておくのがよく、あまり細かく決められると困る場

合があるのではないかと考えられる。例えば、学業成績の評価などは、各学部でその評価基準はまちまちであり、全体としてどのように考えればよいか困る場合があると考えられる。

## 3. 国立大学の学生納付金の増額改訂について

これについて委員長より次のように述べられた。

最近の状況をみると、国立大学の学生納付金のうち授業料と入学金が毎年交互に増額改訂されている。本年もいずれ学生納付金の増額改訂が問題になりそうな気運にあるが、この学生納付金の改訂については、先に（57年12月）国大協から提出した要望書があるので、本年もまたこのような要望書（案）を用意して適切に対処する必要があるのではないかと思う。しかし、要望書を出すとしてもその提出時期は12月頃であろうから、その頃を目途に準備しておけばよいと思っている。それで、本日は一応前回の要望書を参照し、その上でご意見を伺うこととしたい。

ついで、前回の要望書の朗読が行われ、その内容について次のような意見が交された。

○ 前回の要望書は、その内容に少し現在の状況に適合しない部分もあるように思われる。現在主として話題になっているのは入学料の増額改訂の問題であるように思われるがいかがだろうか。

○ 現在の予算折衝の過程で大蔵省より検討を求められている問題の中には、入学料改訂の問題や学部別授業料格差の導入の問題等が含まれているようである。

以上のような意見があったのち、委員長より次のような提案があった。

要望書の作成については、本委員会には現在「財政問題小委員会」が設置されているので、そこで検討して頂きたいと思うが、この小委員会のメンバーは多数の欠員が生じていて僅かの委員が残っているのみである。そこで、誠に迷惑であろうが、斎藤専門委員にお願いして要望書（案）の叩き台のようなものを作成していただき、それを基に小委員会で原案を取りまとめたい。その案を本委員会に提出していただいて検討するという方向で作業を進めたいと思うがいかがであろうか。

なお、要望書を提出する時期は12月頃になると思うので、11月末頃までに要望書（案）をまとめていただければよいと思っている。

これについて協議の結果、この提案を異議なく了承した。

#### 4. 臨教審の意見聴取について

これについて委員長より次のように報告があ

った。

臨教審第4部会から国大協に対し、来る9月17日に「高等教育機関の組織・運営」の問題について意見聴取をしたい旨の依頼があった。これについて、会長からの指名で石田第1常置委員会委員長、新野第1常置委員会委員及び私の3名が出席することとなった。

現在臨教審の第4部会で審議している事項は次の4項目である。

○大学の管理・運営の問題

○大学の教職員の問題

○高等教育の財政の問題

○大学の設置形態の問題

以上のような次第で、私としてはこの中の「高等教育の財政の問題」について一応意見を述べてきたいと思っているので、よろしくご承頂きたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## 大学院問題特別委員会

日時 昭和61年7月21日（月）13：30～16：00

場所 国立大学協会会議室

出席者 大藤委員長

藤井、前川、関、喜多、太田、本陣、加藤、熊谷、坂上各委員

下沢、宇賀治、伊藤、遠藤、初見各専門委員

大藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、このたび新たに国大協事務局長に就任された平間巖事務局長ならびに本日初めて出席された熊谷委員（大阪大学長）および新たに専門委員に就任された宇賀治正朋専門委員（東京学芸大学教授）、伊藤眞専門委員（一橋大学教授）の紹介があったのち、次のように挨拶があった。

本委員会では、去る6月の国大協総会に「国立大学大学院の現状と今後のあり方」という報

告書を提出したが、国立大学大学院の現状は非常に流動的であって、半年も過ぎるとその状況は随分変化してくるのではないかと思われる。そのようなことから、この報告書は昭和61年6月現在のものとして一応まとめてみたものである。

それで、本委員会としての今後の課題は、これまでの国大協でまとめられた報告書の内容や、目下臨教審で審議されている考え方などを参考に、今後国立大学大学院はどのような方向

で発展さすべきか、あるいはどのように改善されなければならないかというようなことについて検討すべきであろうと思われる。

ところで、臨教審では、今度出した第2次答申の中に大学院問題についてかなり具体的な見解を盛っている。このような状況に鑑み、本委員会としても取敢えず国立大学院についての見解を早急にまとめる必要があるのではないかとも思うし、またこれに関連して要望すべき事項もあるのではないかと考えられる。そのような次第で、当面はこの見解及び要望事項について検討していただくことといたしたい。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

#### 〔議 事〕

### 1. 国立大学大学院の今後の問題点について

これについて委員長より、配付資料「国立大学大学院の今後の問題点」を基に修士課程ならびに博士課程に関する今後の改善、整備上必要とされる事項について詳細な説明があった。

以上の説明に関し次のような質疑や意見の交換があった。

- 大学院の社会人受入れについては、社会人であっても一般受験生として受験できることになっているのでその受け入れの門戸は現在でも開かれているが、その場合の一つの問題点として、企業に在籍しているものが在籍のまま入学が許可されるものかどうかという問題がある。この点について私が調べたところでは、入学するには会社の方を退職するか、あるいは休職というようなかたちにして入学を許可している大学が多いようである。
- 教員養成系の大学院では、特に国で認めて

いる兵庫教育大学・上越教育大学・鳴門教育大学の大学では、教員が現職のまま2年間修士課程で研修ができる。そして、これらの大学院生は、その期間は月給をもらい身分はそのままで、2年間の研修を修了すれば、元の位置に戻れることになっている。

しかし、この3大学以外の大学はそのような条件になっていないので、入学してくる者は一時退職をして入学するといった状況にある。従って、大学院を終了して教員に復帰するには改めて教員試験を受けなければならないことになっている。

研修ということが資質向上のためという趣旨であるなら、研修終了後元の位置に復帰できないシステムになっているということはおかしなことではなからうか。教員養成系大学の大学院には現在そのような矛盾点がある。

- 大学院を社会に開放するため、修士課程に昼夜開講制の拡充や夜間大学院の開講などを図ることについて検討するということが提言されているが、既に大学の学部においては昼夜開講制を取っている大学がいくつかある。それらの学部では、有職者がそのままの身分で入学しているようであるが、大学院ではなぜ有職者は退職しなければ入学できないのであろうか。
  - 大学院に社会人を受け入れる場合、学部の学生と同じような方法で受け入れなければ、本来の主旨が活かされないものかどうか。社会人については、大学では受託研究制度という制度があり、研究したければ大学で研究も出来、また聞きたい講義があれば聞くことも出来るようになっている。
- 概ね以上のような意見交換があったのち次の議題に移った。

## 2. 国立大学大学院の今後の問題の処理について

以上の論議を承けて下沢専門委員より、国立大学大学院の今後の問題の処理に関して次のように説明があった。

先程の委員長の説明では、国立大学大学院の問題についての今後の課題として、一つはこれに関する要望すべき事項の検討、いま一つは関係方面に建議すべき見解のまとめ、の二つを取り上げて作業を進めてはどうかということのようである。そこで、本日はその建議すべき見解のまとめについて今後どのように検討していけばよいかということについて、ご参考までに私見を申し述べたい。

以上のような前置きののち、次のように説明があった。

### (1) 大学院の未設置の問題

#### ○修士課程について

専門分野により教官資格(㊟, 合)不足の問題があるがこれをどうすればよいか。

#### ○博士課程について

教官資格(㊟, 合)不足の問題については、他の研究機関との協調を図ってはどうか。

オーバードクターの問題については、専攻分野別の需要調査を行ってはどうか。

全体としては「特色ある大学院の提案を行うこと」、例えば「制度上」としては、総合方式、連合方式、積上げ方式以外の型

○「学問上」としては、学際的なもの

### (2) 制度上の問題

臨教審の考え方を基に整理してみた。

#### ① MC+DC制度の見直し

大学院をDCのみに一本化し、修業年限を3年とする。現在のような前期・後期に分け

ず、見込みがないと思う者には1年修了したとき、あるいは2年修了したときにDCとして卒業させる。

#### ②単位の積算制の導入

単位を貯金して積上げていくという形を取り、年齢に関係なく卒業できるようにする。

#### ③大学院入学資格の変更を考える

学部3年生でも入学できるようにする。

#### ④博士の名称を二本建とする(Ph. D と〇〇博士)

これは分野別に検討する。

### (3) 国際交流あるいは協力の問題

①学位取得がむずかしいという問題があるが、これについては、Ph. D と〇〇博士の二本建てで解決策を考える。

#### ②学生生活環境の整備

留学生会館、奨学金制度等で考える。

#### ③日本語教育の障害

外国人向けの講義枠の設置を考えてみてはどうか。

#### ④大学院生の国際化

海外での単位取得を認める。

国際会議等に出席できるよう旅費の手当を配慮する。

以上の私案についての説明に関連して、配付の次の参考資料について同専門委員よりその概要説明があった。

#### ①大学院の専攻別学生数

#### ②大学院の専攻別入学状況

#### ③旧・新制学位授与状況

#### ④文部省在外研究員派遣状況

#### ⑤国際研究集会派遣研究員数

#### ⑥日本政府等の奨学金受給者数

#### ⑦外国政府等の奨学金受給者数

#### ⑧年度別外国人留学生数

⑨地域別外国人留学生数

⑩高等教育への進学率の国際比較

⑪高等教育在学者の専攻分野別構成比の国際比較

⑫研究機関の研究者数・研究費の国際比較

⑬高等教育本務教員1人当り在学者数・本務教員数・在学者数の国際比較

⑭高等教育在学者1人当り学校教育費の国際比較

以上の説明について質疑及び意見の交換が行われたのち、委員長より本日の議事の総括とし

て次のように述べられた。

本日は非常に広範囲に及んで議論をしていたが、今後の作業を進める上で大変有益であった。本日提起した課題の検討の作業を短時日に為し遂げるということは容易なことではないと承知しているが、一方臨教審の方では精力的に議論を進めているということもあり、国大協としても大学院に対する何らかの見解を早急にまとめておく必要があると考えるので、今後の作業よろしくご協力をお願いしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

日時 昭和61年7月10日(木) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 田中委員長

井出副委員長

有江、藤井、山田、天野、田中、丸井、永田、松井、細川、池田、添田、松山各委員

(大学入試センター)壺天所長、菊池企画調査室長

(文部省)富岡大学課入試室長

(オブザーバー)都賀東大入試課長

## (第37回)入試改善特別委員会

---

田中委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

### 1. 国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領等の取扱い等について

初めに委員長より次のように述べられた。

去る6月18日開催の第78回定例総会において、過般(5月7日)の臨時総会で決定した「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」および「同実施細目」について一部修正を加えて最終決定したが、これに関連してご報告ならびにお諮りしたい事項がある。

一つは、公立大学および私立産業医科大学における「実施要領」および「実施細目」の取扱いに関することである。これについて、去る6月

17日に公立大学協会および私立産業医科大学両者の入試関係者と懇談を行ったが、この懇談において両者とも「実施要領」および「実施細目」を準用して国立大学と同一に第2次試験を実施したいとの意向が示されたが、公立大学のうち大阪府立大学工学部および下関市立大学については両大学の第2次試験の日程等の関係からこの取扱いから一部外れる見込みであるということであった。そこで、翌18日開催された総会には「実施要領」等と併せその旨説明したが、このほど公立大学協会および私立産業医科大学より、両者における「実施要領」等の規定の取扱いについて、大阪府立大学工学部および下関市立大学の一部を除き合格発表以後の実施日程を国立大学と同様とすること、また、下関市立大



学の一部は合格発表を遅らせるが、その後の補欠合格者決定等は国立大学と同じ取扱いとすると決定した旨連絡があった。

なお、この決定を承けて、国・公・私立大学（産業医科大学）間における「実施要領」等の取扱いについて、近く委員長名をもって各国立大学長宛に通知することといたしたいので、ご了承ください。

次に、「中国・四国地区国立大学臨時学生部長会議」より提出のあった「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領等に関する要望」のうち、円滑な補欠合格者決定業務を図るため、大学入試センターから提供を受ける「合格状況資料」に、合格者の大学・学部名に加えてその大学の受験番号も併せて記載されたいとの要望についてどのように取扱ったらよいかお諮りしたい。

以上のように述べられたのち、これらについて審議が行われた結果、第一の受験機会の複数化における国公私立大学の関連事項の取扱通知については了承され、次の「合格状況資料」に他大学の受験番号を記載する件については、受験番号の混同のおそれとリスト作成上の技術的問題もあるので現状においてこれを受け入れることは難しいとの結論になった。

ついで丸井委員から、大学入試センターが高校教員を対象に各地区で主催する共通第1次学力試験説明協議会に対して、第2次試験の受験機会の複数化に関する質問が多く寄せられているので、主として本委員会委員と入試課長に依頼し各地区の説明協議会に出席願ひ、受験機会の複数化の趣旨説明とともに質問にも答えていただくこととした旨報告があった。

本委員会の近畿地区所属委員を中心に目下検討がすすめられている事前選択制の問題に関

し、池田委員より来る8月1日近畿地区の全学長が集まり、専門委員の委嘱について協議することになっている旨述べられた。

## 2. 第2次試験の試験日程の繰り上げについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

昭和62年度の第2次試験については、「3月1日第2次試験開始・3月20日合格者発表」という日程で実施されることになったが、この日程では、受験機会の複数化に伴って複雑化する合格者の決定業務が窮屈であるという意見の大学もあるので、昭和63年度以降第2次学力試験の試験日程を繰り上げるについて検討することとなった。

この問題については、仮りに第2次試験の試験開始期日を2月に繰り上げるとすると、それが小幅であっても私立大学の入試とぶつかることが予想されるので、私立大学とも協議を要すると思われるが、取り敢えず本委員会としてこれの検討を開始することとした。

これについて次のような意見が交わされた。

- 第2次試験の試験日程の繰り上げについては、試験の開始期日を2、3日繰り上げる程度の調整でよいのではないかという意見がある一方、10日間程度繰り上げて第2次試験の日程について全体的な調整を図るべきであるという意見もある。

なお、この問題についての高校側の反応であるが、以前行った高校長協会関係者との懇談において、高校側からは2月へ繰り上げることで自体には特に反対意見はなかった。

- 試験の開始期日を2、3日繰り上げても実質的效果はそれほど期待できないように思われるし、また10日間繰り上げるということに

なると、かなりの数の私立大学と入試期日が重なることになり、これでは私立大学側の了解が得られにくいのではないかとと思われる。このような事情を考慮すると、2月への繰り上げは1週間が限度ではないかと思われる。

- 第2次試験の試験日程については、試験開始期日を早めて合格者発表日との間隔をあけることも必要であろうが、それとともにA日程、B日程グループ間についても両者をまたがって受験する受験生の移動等のことを考慮してもう少しあける必要があると思われる。
- 昭和62年度からの受験機会の複数化に伴う国立大学の入試日程において、欠員補充のための第2次募集を4月1日以降も認めていることについて、私立大学側では、入学者の引抜きや第1学期の授業の開始に支障をきたす虞れがあるとして、これに対して不満を表する向きがあるということであり、また第2次試験の2月繰り上げ実施についても反対の意見があるということである。

概ね以上のような意見が交わされたのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

昭和63年度以降における国立大学の第2次学力試験を2月に繰り上げることについては、ただいま申し上げたように私立大学の入学試験の期日も関係があるので、本委員会としてこれの検討をすすめる一方、私立大学側とも協議を行う必要がある。それで、会長とも諮って、この件に関する協議開催について日本私立大学団体連合会の石川会長宛に文書をもって申入れを行うことといたしたい。

### 3. “新テスト”の検討について

このことについて委員長より次のように述べられた。

“新テスト”については、これまで、大学入試改革協議会が先に公表した、大学入試改革についての「中間まとめ」に対する見解の取りまとめの審議に専ら時間を費やしてきたが、その「見解」も過般開催された理事会(6.13)および総会(6.18)の議を経て同協議会に提出したことで一段落をみたので、今後は、この見解にあるように“新テスト”を共通一次試験改善の延長としてとらえ、大学入試改革協議会の動きに対応しながら検討を進めていきたい。

なお、これについては予ての方針どおり、これの検討と併せて過去8回に亘り実施した共通第1次学力試験のメリット・デメリットということについても総括を行っておくこととしたいが、その共通第1次学力試験のメリット・デメリットについては、井出副委員長にこれの整理をお願いしてあるので、それを俟って検討をすすめることにいたしたい。

これについて同副委員長より、お申付けの件については本委員会におけるこれまでの論議および各大学宛に行った入試改善に関するアンケート調査の結果、等をもとに分析・整理をすすめているところであり、まだご報告するまでにまとまっていないが、来る7月25日開催予定のワーキング会議にはこれを提示したいと考えるので、それまでもう少し時間のご猶予をいただきたい旨述べられた。

ついで、委員長より次のように述べられた。

“新テスト”の問題点については、本委員会が先に「中間まとめ」に対する見解の取りまとめにあたっての論議では、基本的な問題として共通1次学力試験と“新テスト”両者間の関係が必ずしも明確でないという疑義の提起があり、また、“新テスト”の具体的な実施体制が不明である、との指摘もあったが、各大学では、

この「中間まとめ」に対しどのような検討が行われたのであろうか、まずその状況について伺いたい。

これについて各委員より、それぞれが所属する大学における「中間まとめ」に対する検討状況等について説明があり、さらに、委員長が所属する九州大学における「中間まとめ」に対する意見について、委員長より配付資料をもとに説明があったのち、次のような意見が交わされた。

- 大学入試改革協議会の「中間まとめ」に対する見解では、“新テスト”について「共通第1次学力試験改善の延長として受け止める」としているが、一方その「中間まとめ」においては、“新テスト”について「共通1次学力試験に代るもの」として提案されており、仮りに“新テスト”と共通第1次試験の両者間とその内容においてそれほど隔りがないとしても、“新テスト”の実施が共通第1次試験の廃止が前提になる以上、やはり事は容易ではないであろう。たとえば“新テスト”への参加ということについて国立大学では国大協一本として考えることなのか、それとも各大学個々が意思決定することなのかということが問題であり、また、共通第1次学力試験の廃止ということについても同様の問題があり、原理的な問題も含めて慎重な検討が必要であろう。
- “新テスト”の問題についての検討に際して重要なことは、国・公・私立大学が自主的にかつ連帯するという姿勢をもつことではなかろうか。そうでないと、“外圧”に屈したという印象を周囲に与える。
- 「中間まとめ」の“新テスト”について、午前開催したワーキング会議では、①“新テスト”への参加については、建前として国・公

・私立大学を通して任意ということのようであるが、そうなると、国立大学の中にも“新テスト”の参加を見合わせたいというところもでてくることも考えられ、共通第1次学力試験の実施を決定した時のように全国立大学一致のもとに“新テスト”への参加を決定できるかどうか懸念がある、②「中間まとめ」には、“新テスト”の具体的実施体制が明示されていないが、一方で政府は既にこれの実施を昭和64年度を目途とするとの方針を打ち出しており、肝腎な実施体制が検討されないうちに実施の時期の方が先に決められてしまっているというのは問題ではなかろうか、との指摘があった。

- 共通第1次学力試験の実施にあたっては事前に数年に亘る検討と試行を重ねたうえで踏み切ったが、それでも各大学・学部百パーセントの賛成が得られたというわけではなく、今でも共通1次試験に反対意見の少なくない大学もあるということであり、“新テスト”についても全国立大学の参加ということは容易なことではないであろう。
- 現行共通1次試験制度においても私立大学が共通第1次学力試験を利用することは可能なことではないとは思われるが、この際、広く社会的諸状況を考えて“新テスト”について検討をすすめてみる必要があるだろうか。
- 「中間まとめ」では、“新テスト”の具体的な中身が不明である。これがある程度はつきりしてこないと、本委員会としてもこれの対応が難しい。

以上のような意見が交わされ、本日の会議を終了した。

次回 8月12日(火) 13:00~17:00

日時 昭和61年8月12日(火) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 田中委員長

井出副委員長

有江, 藤井, 山田, 天野, 田中, 丸井, 西島,

谷口, 松井, 新野, 細川, 池田, 添田, 松山各委員

(入試センター) 堯天所長, 加藤管理部長

(文部省) 富岡大学課入試室長

(オブザーバー) 都賀(東大), 瀬口(九大) 各入試課長

## (第38回) 入試改善特別委員会

田中委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日ご審議いただきたい件は、(1)受験機会の複数化に関する①事前選択制について、②試験期日の繰り上げについて、③試験実施上の問題について、並びに(2)“新テスト”の問題について、である旨述べられたのち、議事に入った。

[議事]

### 1. 受験機会の複数化に伴う第2次試験のあり方について

#### (1) 事前選択制について

初めに、本委員会近畿地区所属委員を中心に検討がすすめられている事前選択制の問題について、同地区新野委員および池田委員より次のように説明および提案があった。

去る8月1日大阪大学に近畿地区14国立大学長が集まり、事前選択制の問題について協議を行った。当日は、事前選択制についての検討資料(池田委員作成)をもとに事前選択制の問題点等に関し協議を行った。その結果、14大学より各1名宛推薦したコンピュータ関係の専門家も含めた専門委員をもって構成する小委員会を設けて事前選択制に関する具体案の検討をお願いすることにしたので、ご了承いただきたい。

以上の提案について審議の結果、了承され、

同小委員会は年内を目途に検討結果を取りまとめることになった。

ついで、九州大学入試検討特別委員会においてまとめられた事前選択制による第2次試験の具体的実施方法等について同大学瀬口入試課長より配付資料をもとに詳細に亘る説明があり、これについて若干意見交換が行われた。

#### (2) 試験日程の繰り上げについて

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

前回の委員会(7月10日開催)において、第2次試験の2月繰り上げについては一部私立大学の入試期日と重なることになるので、私立大学側とこれの調整を図る必要があり、そのための協議について私立大学側に申入れることとなったので、配付資料のとおり日本私立大学団体連合会長宛申入れ文書を送付することとした。

#### (3) 試験実施上の問題について

##### 1) 各大学における入試業務上の留意点についての通知について

このことについて丸井委員(第2常置委員会委員長)より次のような説明があり、了承された。

昭和62年度より国立大学の受験機会が複数化されることに伴って各大学の入試業務も従来と

異なる取扱いが必要となった。各大学では現在、文部省の「昭和62年度大学入学者選抜実施要項」および国大協が決定した「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領・細目」を承けてそれぞれ「募集要項」の検討・作成がすすめられているが、これに関連して「実施要領・細目」の内容についての大学からの照会がかなり寄せられている。それで、これの措置について第2常置委員会で急遽検討した結果、各大学の募集要項作成上の参考までに「入試業務上特に留意すべきと思われる点」等をまとめて各大学宛に送付することとしてはどうかということになり、配付のような資料を作成した。これがご了承いただければ、明日開催される理事会に諮ったうえ第2常置委員長名をもって各大学宛送付するよう措置することとしたい。

## 2) 入学者選抜に関する参考資料の提供について

加藤大学入試センター管理部長より、配付の第2次試験出願者の地理的選択の範囲に関する分析資料「第2次試験出願者の出身都道府県別にみた出願先都道府県（大学所在地）の順位及び出願者百分率及び「共通第1次学力試験の成績階層別にみた出身都道府県別の第2次試験出願者数」について説明があり、更に、同資料の各大学宛提供の取扱いについて、入試センターでは、「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ」に基づき、当該大学・学部から請求があれば提供に応じられる体制が整っている旨付言があった。

以上の説明について委員長より次のように述べられ、了承された。

ただいまご説明の資料については、各大学における入学定員確保のための資料として参考になるものと思われるので、各大学にこれを提供

するよう取り計らってはいかがかと考える。

## 2. “新テスト”の検討について

初めに委員長より、本問題のその後の経過について次のように説明があった。

“新テスト”の問題については、大学入試改革協議会の大学入試改革についての「中間まとめ」（4月21日付をもって公表）に対し本委員会としての「見解」を取りまとめ、これを理事会（6月13日開催）および総会（6月18日開催）の議を経て文部大臣宛提出した。以後、更にこの問題の検討をすすめるため、去る7月10日（木）に本委員会およびワーキンググループ会議を開催し、“新テスト”の問題点等について検討を行った。

一方、去る7月15日（火）に大学入試改革協議会が開催され、大学入試改革についての「最終答申」取りまとめについての審議が行われた。この審議においては、先の「中間まとめ」に対する本委員会をはじめ各大学、高等学校等関係各方面から提出された意見（17件）を整理した資料をもとに討議が行われた。

当日は、国立大学側の委員として森東京大学長、飯島名古屋大学長、それに私の3名が出席し、“新テスト”に対する本協会側の考え方について本委員会等のこれまでの論議を踏まえ縷々申し述べたが、審議の結果、「中間まとめ」に修正を加えて取りまとめられたのが配付の「大学入試改革について——大学入試改革協議会まとめ」である。そして、これが去る7月21日開催の同協議会で了承され、海部文部大臣宛に答申された。

この「まとめ」には、本委員会が指摘した問題点について相当配慮された記述となっているように思われた。ところが、翌7月22日の新聞

各紙上には、“新テスト64年実施、延期せず”  
“63年12月下旬に実施”などの記事が載り、あ  
たかも国大協が64年度から新テストの実施を受  
け入れたかのような印象を世間一般に与えるこ  
ととなったのは遺憾である。

その後、7月25日（金）にワーキンググルー  
プ会議を開催し、「大学入試改革協議会まとめ」  
を踏まえて“新テスト”の問題点等について検  
討を行った。その際特に問題となったのは、①  
“新テスト”の性格②“新テスト”の実施体制  
③“新テスト”のメリット④“新テスト”の実  
施時期⑤新大学入試センターの性格および新大  
学入試センターと国大協との関係⑥「大学入試  
改革協議会まとめ」に対する対応、等の諸点で  
ある。

概ね以上のような経過説明があり、さらに委  
員長より次のように述べられた。

本日は“新テスト”の問題の対応等について  
ご意見をお伺いいたしたいが、その前に、まず  
各委員が所属する大学における“新テスト”に  
ついての検討状況からお伺いすることにいたし  
たい。

ついで、各委員よりそれぞれの所属大学にお  
ける“新テスト”の検討状況について報告があ  
ったのち、次のような意見交換があった。

- “新テスト”について「共通1次試験の改  
善の延長として受け止める」というのが本委  
員会の見解ではあるが、私立大学の参加の途  
は共通1次試験の改善を図る中で可能である  
のに何故共通1次試験に代えて“新テスト”  
としなくてはならないのかという論理が明解  
でない憾みがある。
- 各大学の合意を得て国大協として“新テス  
ト”の実施を受け入れるということになれば、  
これと併せて共通1次試験の廃止の手續

きも必要となろう。それにしても、“新テス  
ト”の具体的実施案が提示されないと、本委  
員会としてもこの問題の検討がすすめにく  
い。

- “新テスト”の実施期日について昭和64年  
度を目途とするということがいわれている  
が、このことは臨時教育審議会の「第1次答  
申」の中でも「大学入試改革協議会まとめ」  
の中にも触れられていない。これは何時、何  
処で、どのように決められたことなのである  
うか。
- それについては、昨年10月8日に開催され  
た教育改革推進閣僚会議において、①昭和60  
年7月に設けた大学入試改革協議会において  
61年7月を目途に大学入試改革についての報  
告をまとめる、②62年4月から新テストの実  
施機関を設置する、③64年度入学者から新テ  
ストを実施することを目指す、として臨時教  
育審議会の第1次答申の改革提言に係る具体  
化方策が決定され、これを承けていわれてい  
るものである。
- “新テスト”の検討をすすめるについ  
ては、過般受験機会の複数化について検討し  
た際と同様に本委員会での審議と並行して各  
地区においても論議をすすめていただく必要  
があるのではなかろうか。
- 「大学入試改革協議会まとめ」において“  
新テスト”の大よその構想が示されて、今後  
これをどのように具体化するかということが問  
題となるが、これについては実施時期と実施  
体制ということが大きな問題ではないかと思  
われる。特に実施体制については、私立大  
学が参加することになって現行の共通1次試  
験体制で十分対応できるのではないかとい  
う意見もあり、それにも拘わらずこれを廃して

“新テスト”を受け入れようというのであれば、その変更について各大学に納得が得られるよう筋道の立った論理を構築して示す要があるだろう。

- これまで各国立大学は大学入試センターと連携して共通1次試験を実施してきた。それを、国大協の意向と関係なしに試験の実施組織も異なる“新テスト”に変えてしまうということになれば、従来大学の自治の一部としてやってきたことが踏みにじられることになるとして、“新テスト”への各大学の反発は必至と思われる。
- “新テスト”への私立大学の参加を求めるのはどこが行うことになるのであろうか。文部省ということになるのであろうか。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のような提案があった。

「大学入試改革協議会まとめ」を踏まえて、今後“新テスト”の実施についての具体的問題について検討をすすめる必要があると思われるが、これについては諸般の事情を勘案して大学入試センターの中に委員会を設けて検討していただくのが適当ではないかと思われるので、これについてお諮りしたい。

この提案について協議が行われた結果、その委員会設置のための手続きを検討することとし、この旨を明日開催される理事会に諮ることとした。

次に、“新テスト”の検討に関連して検討することとしている共通1次試験のメリット・デメリットについての検討資料について、これを作成した井出副委員長より次のように説明があった。

予て、本委員会のこれまでの論議および各大学宛に行った入試改善に関するアンケート調査の結果、等をもとに分析・整理をすすめていた共通1次試験のメリット・デメリットについて配付のような資料をまとめた。本日はこれについて説明をしたうえでご意見をお伺いしたい考えであったが、その時間的余裕もないので、各委員にこれをお持ち帰りいただき、目を通していただいたうえで各地区の学長にもご連絡願ひ、来る9月10日頃までにこれに対するご意見を私宛お寄せいただきたいと考える。そのご意見を踏まえて検討資料の手直しを図り、これを次回の委員会にご報告することとしたいので、よろしくお願ひしたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

次回 9月18日(木) 10:00~16:00

日 時 昭和61年9月18日(木) 10:00~14:40

場 所 国立大学協会会議室

出席者 田中委員長

井出副委員長

山田, 天野, 永田, 松井, 細川, 池田, 添田,

松山各委員

(大学入試センター) 梶天所長, 加藤管理部長

(文部省) 富岡大学課入試室長

(オブザーバー) 都賀(東大), 大内(京都), 瀬口

(九大)各入試課長

## (第39回) 入試改善特別委員会

田中委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶があったのち、ただちに議事に入った。

〔議 事〕

### 1. 新テストの検討について

初めに委員長より、この問題についてのその後の経過等について次のように説明があった。

前回委員会(8月12日開催)において、去る7月21日付をもって大学入試改革協議会が海部文部大臣宛答申した「大学入試改革協議会まとめ」に対する今後の対応について協議したところ、新テストの具体的問題について大学入試センターの中に委員会を設けて検討をすすめてはどうかという意見となったので、この審議結果を踏まえて翌13日開催された理事会に新テストに関する審議状況について説明のうえ次の点について提案を行った。

- 文部省および大学入試センターにも諮り「大学入試改革協議会まとめ」の具体的問題を検討するための委員会の設置を文部省が大学入試センターに依頼することとする。
- 文部省からの依頼に基づいて大学入試センターが「委員会」の設置を図って本協会に委員会構成員の人選等について協力方の要請をしてきた場合には、これに協力する。

これについて協議が行われた結果、本委員会においてこれが了解されるなら、これを理事会了解事項とすることが承認された。

以上がその後の経過であるが、理事会に提案した委員会設置の件についてはご了承いただけたものと了解してよろしいか。(了承)

なお、同理事会の際に、新テストの問題についての共通理解を図るための措置として、審議経過および今後の対応方針について整理した文書の作成の依頼を受け、その後配付のような「メモ」を作成のうえ理事各位に送付したので、ご報告ต่างๆご承りいただきたい。(「新テスト」に関する審議経緯と対応について(メモ)」について朗読)

ついで、「新テスト」の問題について次のような意見交換があった。

- “新テスト”についての私立大学側の取り組みは未だしの感があるが、私立大学振興協会傘下の各大学では来月にこの問題についての検討会をもつということである。
- “新テスト”への参加形態について、私立大学については個別参加で、国立大学は国大協として一括グループ参加ということに決めてかかってしまってよいものであろうか。
- その点は、国大協として重要な問題であり、“新テスト”の具体的な問題の検討とい



うことと並行して検討されるべきではないかと思われる。

○ 本委員会の以前の論議にも出ていた意見があるが、“新テスト”の具体的問題の検討をすすめると同時に、共通第1次学力試験に代えて“新テスト”を実施することの論理を明確にして後に禍根を残すことにならないようにしておくべきであろう。

○ そのためにも共通第1次学力試験のメリット・デメリットということについて十分な詰めが行われなければならないであろう。

以上のような意見交換があったのち、共通第1次学力試験のメリット・デメリットに関する問題についての検討に移った。

## 2. 共通第1次学力試験のメリット・デメリットについて

このことについて井出副委員長より次のように述べられ、了承された。

前回の委員会において、共通第1次学力試験のメリット・デメリットについて私の手許でまとめた資料「共通第1次学力試験のメリット・デメリット（草案）」をもとに検討を行う予定であったが、時間の関係もあってそれができなかったため、後日各委員よりこれに対するご意見を私宛頂戴することにして当日お持ち帰りいただいた。

その後、これについて委員各位よりそれぞれご意見をお寄せいただき、また東北、近畿、九州の3地区については、それぞれの所属地区委員の方のお取り計らいによって委員以外の大学からもご意見を頂戴することができ、さらに大学入試センターからもご意見をいただき、合わせて26件にもものぼる貴重なご意見をいただくことができた。

それで、昨日、田中、松井両委員と私が集って、「草案」に対する意見について分析を行うとともに「草案」の記述内容について見直し作業を行った結果、寄せられた意見を踏まえて「草案」について修正を図ることとなった。しかし、多岐に亘る意見の整理に手間取って修正案を取りまとめるまでには至らなかったため、本日は取敢えず寄せられた全部の意見をそのままコピーしたものをご披露するにとどめ、修正案の提出は次回に譲ることにさせていただきたい。なお、表題について「共通第1次学力試験のメリット・デメリット」とするよりも「共通第1次学力試験の意義と問題点」ということにした方が適切ではなからうかという意見もあり、もっともな意見と思われるので、後者の表題にする考えである。

ついで、共通第1次試験を巡って若干意見の交換が行われた。

## 3. 受験機会の複数化に伴う各大学の合格者数の査定業務について

このことについて委員長より次のように述べられた。

受験機会の複数化に伴う昭和62年度の入試においては各大学とも合格者数の査定ということが問題となるため、それぞれこれについて検討されていることと思われるが、委員各位の大学ではこれにどのように対応されているのであろうか。まずその状況についてお伺いしたい。

ついで、各委員より、それぞれが所属する大学・学部における合格者数の査定等について次のような紹介があった。

○ 各学部とも受験生に出身高校の所在地・併願大学等を書いて貰い、これと成績とを材料にしてそれぞれ入学定員に対する合格者数の

割増しを決めることにしている。

- 合格者数の割増しをどの程度としたらよいかの拠り所となる資料が学内に乏しいので、外部の利用できる資料を参考にすることも考えている。そして、補欠募集については従前どおり行わない方針である。
- 二つの学部のうち、経済学部では入学定員の5割増し位を合格させることを考えている。
- 工学部についてのみ定員留保による2次募集を行う予定である。
- 学部ごとに入学定員に対する合格者の割増し率が決められているが、その率はまちまちである。

(昼食休憩ののち会議再開)

委員長より、入学定員に対する合格者数の査定方法の一例として、九州大学入学者選抜研究委員会において検討されている事例をご紹介します。これについてご意見を頂戴することにしたい旨述べられ、ついで同大学瀬口入試課長より配付資料「確率AとCの推測方法」等をもとに詳細に亘る説明があった。

以上の説明について若干意見交換が行われた。

#### 4. 事前選択制の検討について

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

前回の委員会において、事前選択制に関する検討のすすめ方について近畿地区所属の14大学よりそれぞれ1名宛推薦を受けたコンピュータ関係の専門家も含めた専門委員をもって構成する小委員会を設けてこれの検討案を取りまとめることが了承されたが、その後14大学より別紙リストの委員候補の推薦があったので、お認め

いただけたなら、早速会長名をもって委員の委嘱手続きを行うことにしたい。

ついで池田委員より、小委員会の発足がお認めいただけたので、その第1回目を来る10月2日(木)に京都大学を会場に開催したい旨述べられた。

#### 5. 第2常置委員会の審議状況について

第2常置委員会における審議情况等について同委員会専門委員を兼ねる松井委員より次の事項について説明があった。

- ① 共通第1次学力試験の試験場を大学所在地以外に設置することについて
- ② 大学院生を共通第1次学力試験の試験監督補助者として協力を得ることについて
- ③ 帰国子女および中国残留孤児受入れのための特別入試のあり方について
- ④ 昭和62年度受験機会の複数化に伴う推薦入学合格者の入学辞退願の取扱いについて

ついで、この説明に関連して、昭和62年度受験機会の複数化実施の際に推薦入学合格者が2月26日までに入学手続きを行わなかった場合の取扱いについて協議した結果、A、B各日程及び定員一部留保第2次募集による入試の受験は認められないが、欠員補充第2次募集による入試の受験は認めることとした。

以上のような協議が行われたのち、最後に委員長より次のように述べられ、了承された。

私は来る11月6日をもって学長の任期が満了となるので、次期の委員長を決めなければならぬ。これについては本委員会の発足の際の経緯もあるので、会長及び井出副委員長とも諮って後任の候補を推薦のうえ理事会にお諮りすることにしたいと考える。

次回 10月24日(金) 13:30~16:00

# そ の 他

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
九 州 大 学	田中 健蔵	高橋 良平

### ○ 役員の交代

	(前 任)	(新 任)
副 会 長	田中 健蔵 (九州大学長)	西島 安則 (京都大学長)

### ○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
入試改善特別委員会	田中 健蔵 (九州大学長)	西島 安則 (京都大学長)

### ○ 委員の委嘱

図書館特別委員会	小林 晴夫 (室蘭工業大学長)
〃	田中 郁三 (東京工業大学長)
〃	熊谷 信昭 (大阪大学長)

### ○ 専門委員の解嘱

第 1 常置委員会	宮野 礼一 (東京大学事務局長)
第 6 常置委員会	宮野 礼一 (東京大学事務局長)
特別会計制度協議会	宮野 礼一 (東京大学事務局長)

### ○ 専門委員の委嘱

第 1 常置委員会	斎藤 尚夫 (東京大学事務局長)
第 6 常置委員会	斎藤 尚夫 (東京大学事務局長)
特別会計制度協議会	斎藤 尚夫 (東京大学事務局長)

## 編集後記

- \* 秋色深まる中に、すでに冬の気配が感ぜられる昨今、国大協の秋の総会も間近かに迫り、事務局では目下その準備に追われております。
- \* 本号の巻頭エッセーには辰野上越教育大学長にご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださいました先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。
- \* 向寒の折柄、各位の一層のご自愛をお願い申し上げます。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

	昭和61年11月10日	印刷
	昭和61年11月11日	発行 (非売品)
会	報	第114号
		(第36巻第4号 通巻第114号)
編集兼 発行者	平	間 巖
発行所	国立大学協会事務局	
	郵便番号 113 (東京大学構内)	
	東京都文京区本郷7丁目3番1号	
	電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)	
	03 (813) 0647	

印刷・製本 文唱堂印刷㈱

## 国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総 会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監 事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
  - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
  - 第3 “ （学生の厚生補導）
  - 第4 “ （教職員の待遇改善）
  - 第5 “ （大学間の協力）
  - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 図書館特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
  - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会